

お盆期間（8月11日～16日）の業務のお知らせ

×は休業日です。電話番号の記載がないところは、市役所☎72-2111にお問い合わせください。なお、開館中でも事務室は休業の場合があります。

1

	11 火	12 水	13 木	14 金	15 土	16 日
市役所					×	×
ごみ収集			×	×	×	×
し尿収集			×	×	×	×
クリーンヒル宝満 ☎092-926-5300			×	×	×	×
浄化槽洗浄			×	×	×	×
コミュニティバス			×	×	×	×
おごおり情報プラザ		×				
人権教育啓発センター						
あすてらす☎72-6666						
満天の湯(あすてらす内)	利用を中止しています					
あすてらすサービスセンター					×	
みくにサービスセンター			×	×	×	×

	11 火	12 水	13 木	14 金	15 土	16 日
教育センター☎73-4044			×	×	×	×
生涯学習センター☎73-2084						×
図書館☎72-4319			×			
文化会館☎72-3737			×			
各校区コミュニティセンター			×	×	×	×
運動公園☎75-2373		×				
体育館						
古代体験館おごおり ☎75-7555						×
シルバー人材センター ☎73-1881					×	×
河北苑(葬斎場)☎75-5701						

都市計画案の閲覧・縦覧、公聴会のお知らせ

申問 都市計画課計画係(西別館2階) ☎72-2111

2

市と県は、都市計画案の閲覧・縦覧を行います。

- 【計画案の閲覧・縦覧】** ①久留米小郡都市計画 大板井地区地区計画の変更(小郡市決定)
 ②久留米小郡都市計画 用途地域の変更(小郡市決定)
 ③久留米小郡都市計画 区域区分の変更(福岡県決定)

日時 8月5日(水)～18日(火)／午前8時30分～午後5時※土日祝日除く

会場 都市計画課(西別館2階)

【意見書の提出】

計画案①に対し意見のある人は、8月5日(水)～25日(火)に意見書を提出することができます。ただし、意見書に対して個別に回答しません。

【公聴会を開催】

日時 9月4日(金)／【計画案①②】午後4時～【計画案③】午後2時～

会場 市役所西別館3階会議室

公述希望の申出 公述希望者(公聴会で意見を述べようとする人)は、公述申出書を都市計画課へ提出してください。希望者多数の場合は、抽選になることがあります。

公述申出の締切 【計画案①②】8月25日(火)必着【計画案③】8月18日(火)必着

公聴会の傍聴 公聴会傍聴の受付は、当日会場で開会30分前から行います。希望者多数の場合は、抽選になることがあります。

公聴会の中止 公述希望者がいない場合、公聴会は開催されません。開催の有無は、公述申出締切後に市ホームページ、または都市計画課窓口で確認してください。

※意見書・公述申出書は、都市計画課で配布します

(全国一律) ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します

申 問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します。この給付金は、全国一律の国の制度です。支給には、「基本給付」と「追加給付」があります。

基本給付(児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などへの給付)

対象 次の①～③のいずれかに該当する人

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人

②次のいずれかに該当する人

・公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止されている人

・令和2年6月分の児童扶養手当の受給要件に該当し、児童扶養手当の認定を受けた場合に公的年金給付等の影響で児童扶養手当の全部または一部が停止されると想定される人

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している人への給付)

対象 上記①②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した人

給付額 1世帯5万円

給付金の申請方法

【上記①に該当する人】

基本給付 申請は不要です。8月下旬に、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。※給付金を希望しない場合は、8月14日までに届出が必要です

追加給付 申請が必要です。申請書を8月の現況確認の面談時に提出するか、郵送で提出してください。審査後に、児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【上記②③に該当する人】

基本給付・追加給付

ともに申請が必要です。申請書を郵送で提出してください。審査後に、指定された口座に振り込みます。

※申請書は、窓口・市ホームページ(ホーム▶健康・福祉▶健康・医療▶新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ▶ひとり親世帯臨時特別給付金(国制度))で取得できます

申請締切 令和3年2月26日(金)午後5時必着

※他の自治体で給付を受けた人は、申請できません

※追加給付は、生活保護を受けている人が受給された場合には、収入認定の対象となります

給付金に関する振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

市が、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。



手続きを忘れずに！各種手当などに関する案内を送付します

①特別児童扶養手当所得状況届

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階)
☎72-2111

特別児童扶養手当を受給している人は、次の期間内に所得状況届を提出してください。詳しくは、対象者へ8月初旬に送付する案内をご覧ください。

提出期間 8月12日(水)～9月11日(金)

②児童扶養手当の現況届

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階)
☎72-2111

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。現況届の提出がない場合、11月以降分(1月支給分)の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。詳しくは、対象者へ8月初旬に送付する案内をご覧ください。

※手続は、必ず本人が行ってください。面談を行うため、郵送や代理人による手続はできません

提出締切 8月21日(金)

8月11日(火)・18日(火)／午後2時～4時は、ひとり親サポートセンターの職員による就業などの相談を受けることができます。

③ひとり親家庭等医療証の更新

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階)
☎72-2111

現在利用中のひとり親家庭等医療証(オレンジ色)の有効期限は、9月30日(水)です。更新を希望する人は、期間内に手続を行ってください。詳しくは、対象者へ8月初旬に送付する案内をご覧ください。

※手続は、必ず本人が行ってください。面談を行うため、郵送や代理人による手続はできません

※所得超過で受給資格を失う場合、小学生までのお子さんのみ、申請により「子ども医療証」を交付します

提出締切 8月21日(金)

令和元年10月1日までに所得超過で受給資格を失った人は、平成31年1月～令和元年12月の所得などの状況により、新規申請できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

④特別障害者手当、障害児福祉手当所得状況届

申問 福祉課障がい者福祉係(東別館1階) ☎72-2111

特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している人は、所得状況届を次の期間内に提出してください。詳しくは、対象者へ8月初旬に送付する案内をご覧ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度のみ返信用封筒を同封します

提出期間 8月12日(水)～9月11日(金)

提出が遅れると、手当や給付を受けられなくなります。手続は期限内にお早めに！

市内の保育所への就業を考えている人へ オンライン保育士就職ガイダンスを開催します

申問 保育所・幼稚園課保育支援係(あすてらす内) ☎72-6666

高校生、幼児教育・保育の大学・短期大学、専門学校の学生の皆さん、また保育士資格、幼稚園教諭免許を持ち、再就職を考えている人に向けた就職ガイダンスです。Zoom(ズーム)アプリを使って、オンラインで自宅から市内全ての認可保育所へ就職相談できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



日時 9月6日(日)
①午前11時～午後0時30分
②午後1時～2時30分
③午後5時～6時30分

申込方法 右のQRコードを読み取り、小郡市保育協会をLINE(ライン)の友だちに追加して、画面に表示されるフォームから申込み



他にも次の支援を行っています

潜在保育士研修

保育士資格・幼稚園教諭免許を持ち、保育士として就労を考えている人へ、保育現場で活用できるさまざまな研修を行います。9月～12月にかけて、全6回の研修を無料で開催(無料託児あり)。参加者特典もあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【第1回】

夢と癒しの絵本の力～絵本の読み聞かせを中心に～

日時 9月16日(水) / 午前10時～11時30分

会場 あすてらす研修室1

申込方法 電話



保育士就職支援金制度

市内保育所などに新たに就職する人へ、支援金10万円を給付します。就職のため小郡市に移住する場合は、移住支援金(最大10万円)もあります。

対象 市内保育所などに新たに勤務し、2年間継続して勤務する人(1日6時間以上で月20日以上勤務する人)

令和元年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況

問 総務広報課総務広報係 ☎72-2111

令和元年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度の運用状況 ※()は平成30年度の件数

情報公開制度とは、市民の皆さんが市政や市民生活に関する情報を知りたいときに、市が保有する情報の開示請求をすることができる制度です。

開示請求 件数	処理状況							審査請求
	全部開示	部分開示	不開示	裁量的開示	存否応諾拒否	文書不存在	取下げ	
25(16)	9(8)	12(6)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2(2)	0(0)

実施機関別の開示請求件数

市長部局23件(経営政策部8件、環境経済部3件、都市建設部5件、市民福祉部6件、子ども・健康部1件)、教育委員会2件

個人情報保護制度の運用状況 ※()は平成30年度の件数

個人情報保護制度とは、市が保有する個人情報について適正に取扱い、保護するためのルールで、市民の皆さんが自分の情報を見たり、不正な利用や誤りがあれば正すことができます。

開示請求 件数	処理状況							審査請求
	全部開示	部分開示	不開示	裁量的開示	存否応諾拒否	文書不存在	取下げ	
4(10)	0(3)	4(4)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)	0(1)	0(0)

実施機関別の開示請求件数 市長部局4件(市民福祉部4件)、教育委員会0件